

# しるばータイムス @しまね かわら版

Vol. 3  
2019年7月  
発行

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会  
TEL.0852-28-1171 FAX.0852-28-1173  
〒690-0887松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね2階



ホームプラザナフコ 松江店 店長の赤司哲哉さん

「この松江店は出店20年目になります。しだいに社員が高齢化するなか、まだ働ける人でも定年で退職せざるをえない状況が出てきました。」と松江店の赤司哲哉店長は言います。こうした問題は全社的な傾向でもあり、本部として人材の確保のため、

全国に366店舗を展開する「ホームプラザナフコ」(本社/北九州市)では、昨年度からシルバー派遣事業を導入したことで、定年退職後の元社員が改めて同職場で仕事に就いたケースがありました。背景には、近年同社が施行した定年制度があります。

高年齢者の就業形態や就業機会創出についての対応が急務のなか、シルバー派遣事業を活用し、定年後の再雇用・雇用延長などの枠を超えた働き方を実現する企業があります。どんな事例なのか、訪ねてみました。



の「就業現場おじやまします!」

「経験やスキルのある方たちが、まだ仕事ができるのにリタイヤされるのは店にとっては大きな損失です。それがシルバー会員に登録していたことで、また戻ってくることもある。就業条件もより楽なものとなり、店にとっても、働く人にとっても双方にメリットがあります。もちろん、ホームセンター勤務経験のない会員の方でも、簡単な仕事からスムーズに仕事に入ってもらえるようフォローもしています。シルバー派遣事業は高齢の方でも働く意欲と元気があればずっと仕事が続けられる良い事業だと思えます。」

さらに現役の社員にとっても定年後の道筋が見えるようになったことで、より安心して就業できる環境になったと赤司店長は喜びます。安定した人材確保に繋がり、経験が豊かなので頼



ホームプラザナフコ 松江店の資材館

金属加工会社を定年退職後、シニアワークショッププログラム技能講習に参加しました。このナフコで職場体験があつて、その際に店側から採用したいとお話をいただき、9年前からここで仕事をしています。



安来市シルバー人材センター会員 吉川哲郎さん(71歳)

## 会員インタビュー



ホームプラザナフコ 松江店  
島根県松江市竹矢町1850-15  
(TEL.0852-38-9261)

りにできる存在であることなど、今後も多方面でシルバー派遣事業への期待を寄せたいと語っていただけました。



接客中の吉川さん

まずは来年の東京オリンピックまでは、もうひと頑張りしたいと思っています。

※1 シニアワークショッププログラム技能講習  
厚生労働省委託事業。平成10年から平成27年まで島根県シルバー人材センター連合会が受託し、高齢者の再就職を目的とした技能講習と就業支援を実施

「いろいろ話を聞いて自分の知見も広がります。この仕事を始めてから自分でも道具をあれこれ揃えDIYを愉しむようになりました。」

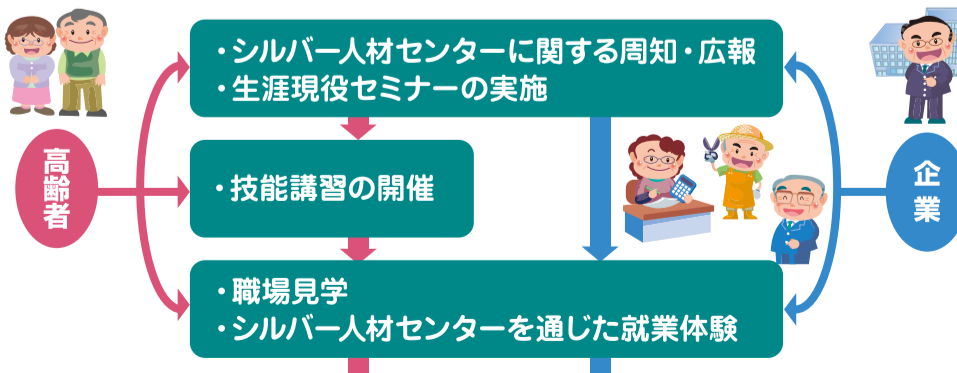


資材館店内  
分なりに貢献できればと励んでいます。

う部門で、建築関係などプロの方が多いらしいです。最初の頃は専門用語や道具の名前などわからないことだらけでしたが、お客様の方からいろいろ教えてもらいました。現在のシルバー会員としての仕事は昼の1時から夜の8時まで、週20時間以内で。広い売り場とレジを任せられ、信頼されていくかなと自負しながらも、人手不足の世の中なので、自分なりに貢献できればと励んでいます。

## 島根労働局委託事業 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により人材不足が課題となる中、高齢者や企業にシルバー人材センターへの理解を深めるとともに、高齢者の活用・活躍を促進します。



いきいき!シニアの活用・活躍進化系 シルバー派遣事業

## いきいき!シニアの活用・活躍進化系 シルバー派遣事業をご活用ください!

シルバー派遣事業は、従来の受託業務では対応できなかった**直接指示が必要な業務**や**現場の設備・機材を使用する業務**など、様々な分野でご活用いただいています。基本的な仕組みは民間の派遣会社と同様です。

- 自社の退職者でも派遣受け入れが可能  
元社員の離職後1年以内の派遣受け入れは原則禁止。一方、シルバー人材センター会員は60歳以上なので、禁止対象から除外されています。
- 仕事に慣れた会員を続けて受け入れが可能  
同一の事業所に派遣できる期間は、原則3年が限度です。一方、シルバー人材センター会員は60歳以上なので、派遣労働者個人の**期間制限の対象外**です。
- 1日だけの業務でも派遣受け入れが可能  
労働契約の期間が30日以内の労働者派遣は原則禁止されています。一方、シルバー人材センター会員は60歳以上なので、**日雇派遣の制限の例外**です。

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は派遣を行うことはできません。